

事務連絡  
令和5年4月14日

都道府県  
各指定都市 保育所・認定こども園主管課 御中  
中核市

こども家庭庁成育局成育基盤企画課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの見直しに伴う  
「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日から5類感染症に見直されることに伴い、現在、学校保健安全法施行規則の改正が予定されており、現在、パブリックコメントが行われています。

当該改正を踏まえて、「保育所における感染症対策ガイドライン」において、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」を設定するなどの改訂を予定していますので、お知らせします。

なお、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。「認定こども園法施行規則」）第27条の規定により改正後の学校保健安全法施行規則の関係規定が準用されますので、念のため申し添えます。

については、本件について、管内市区町村並びに各保育所及び各認定こども園に対しても周知いただくようお願いします。

（学校保健安全法施行規則の改正について）

【予定している改正の概要】

- ・新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における「第2種感染症」（児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症）に位置付ける。
- ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準を「発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」とする。

【参考：パブリックコメント URL】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001308&Mode=0>

（本件担当）

こども家庭庁成育局成育基盤企画課  
企画法令第二担当

電話：03-6771-8030（代表）

メール：seiikukiban.hourei2@cfa.go.jp